

「残骨灰の取扱いに関する調査」の結果

○調査時期

令和５年５月に実施

○調査対象

３０歳から７５歳までの８００人（無作為抽出）
アンケート期間中に総合斎苑わかくさを利用される方にも依頼

○回答率

３８％（回答者３４５人／対象者９１２人）

【総括】

・ ７５％の方が残骨灰に有価物が含まれていることを知らないと回答した。

・ ８割を超える方が残骨灰を売却しても構わないと回答した。

・ 売却に当たっては、市ホームページなどで周知することが必要である。

・ ６割を超える方が有価物の売却金額や用途を市ホームページなどで周知したほうがよいと回答した。

・ 「売却することは好ましくない」の回答者も、売却方法や売却で得た財源が適切に用途されていることを周知すれば、このような考えが解消・軽減されることが考えられる。

【残骨灰に関するアンケート】

送付

８００件

配布

１１２件

回答

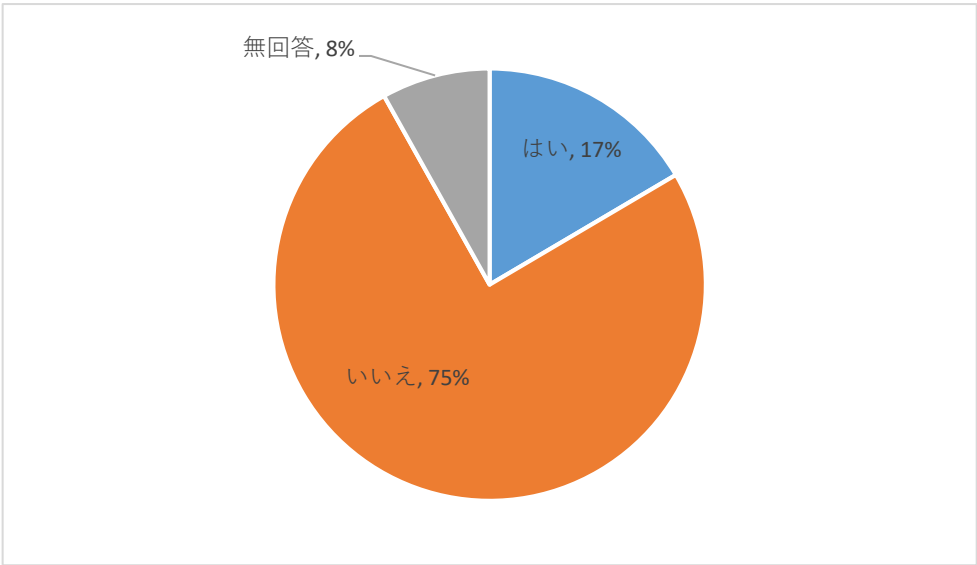
３４５件

回収率

３８％

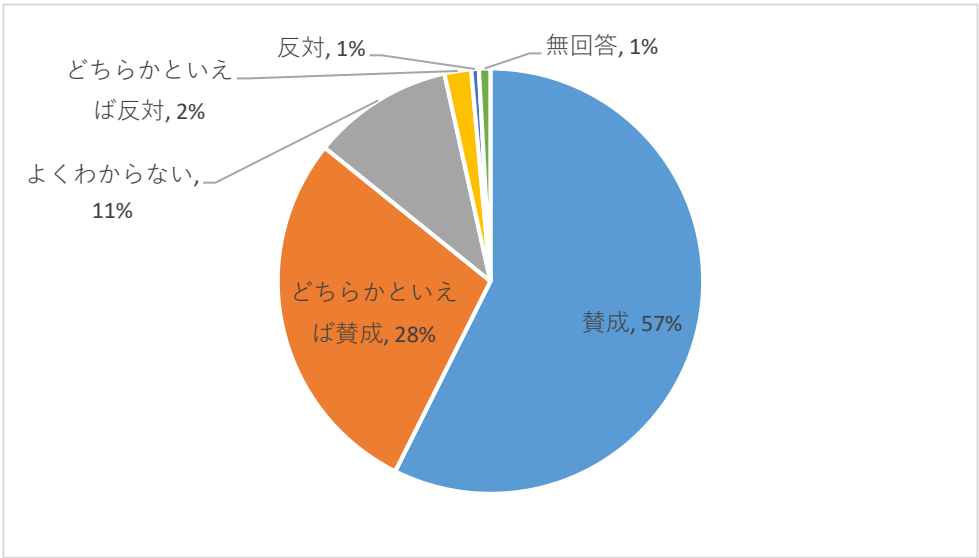
(1) 残骨灰に有価物が含まれていることを知っていたか

はい	いいえ	無回答
57	260	28
17%	75%	8%



(2) 自治体が残骨灰に含まれている有価物を売却して、火葬場整備や運営に活用することについて

賛成	どちらか といえば 賛成	よくわか らない	どちらか といえば 反対	反対	無回答
198	98	37	7	2	3
57.4%	28.4%	10.7%	2.0%	0.6%	0.9%
85.8%			2.6%		



賛成・どちらかといえば賛成・よくわからない　の方への質問事項

(3)　自治体が残骨灰に含まれている有価物を売却する場合、どのような配慮をすべきか。

事前に市のホームページなどで周知を図る	172	52%
火葬受付時にチラシなどで周知を図る	187	56%
売却によって得た財源は、市のHPなどで報告する	168	50%
売却を希望しない方には、全部収骨 もできることを説明する	186	56%
特に何もする必要はない	30	9%
わからない	12	4%

(4)　その他の意見

- ・売却を希望しない場合は廃棄する
- ・遺族に簡単に説明をすれば、公表する必要はない。
- ・市民の役に立つのであればよい。
- ・遺族から同意書を取ればよい。
- ・遺族の意向が最優先
- ・遺族に報告し意向に沿う
- ・配慮の必要はない
- ・具体的に何に使用したか収支を報告する

(5)　残骨灰に含まれていた有価物の売却金額や使途を公表したほうがよいか

公表した ほうがよい	公表しな くてもよい	わからな い
208	93	28
62%	28%	8%

(6)　その他の意見

- ・余計な手間は省略してよい
- ・遺族のみに通知でよい
- ・使途の未公表でよい
- ・広報で公表すればよい
- ・適正に使用されれば公表しなくてよい
- ・説明は必要と思う。
- ・情報は極力公表したほうが良い
- ・公表すると遺族に良い印象を与えないと思う。
- ・残骨灰からの収益とせず、その他の収益とした方が、公平ではないか

どちらかと言えば反対・反対の方への質問事項

【合計9人】

(7)　自治体売却することは好ましくないと考える理由

ご遺骨の一部であるため、売却すること自体が適切ではない	8	89%
残骨灰に含まれている有価物の売却は、遺族感情を損なう	5	56%

(8)　その他の意見

- ・遺族の同意なしに売却するのは犯罪
 - ・返却すべき
 - ・遺族に報告すべき
- (事務局注記：棺の中の副葬品と勘違いしていると思われます。
貴金属を副葬品とするのは炉が痛むため禁止しています。)

(9)　自治体売却することは好ましくないという考えは、どうしたら解消・軽減されるか

有価物を取り出した後の残骨灰は永代供養地に納めるなど適切 に取扱われていることを、市のホームページや火葬受付時に配布 するチラシなどを通じ、丁寧に説明する。	14	※
残骨灰から取り出した有価物の収益は、関市総合斎苑の施設維 持などのために適正に使途されることを周知する。	16	※
解消・軽減することはできない。	4	44%

(10)　その他の意見

- ・遺族の同意を得て、火葬料を無料にする
- ・遺族と永代供養、有価物の取り出しについて契約する
- ・勝手に収益にするのはどうかと